

空家除却費の補助制度について

弥富市では、適切に管理されていない空家による周辺環境の悪化を防ぐため、現地調査により不良住宅と診断された空家の解体を行う場合に、工事費の一部を補助する制度を設けております。

対象となる空家

- ①市内に存する家屋のうち、居住の用に供する部分が全体の1/2以上のもので、1年以上住居として使用されていないもの。ただし、当該家屋が長屋又は共同住宅の場合にあっては、全戸において1年以上住居として使用されていないものに限る。
- ②個人が所有するもの。
- ③所有権以外の権利が設定されていないもの。ただし、当該家屋の除却について当該権利の権利者の同意を得ているときは、この限りでない。

解体費補助の対象となるもの

市の現地調査により、住宅地区改良法に規定する不良住宅と判定されたもの。

補助金の額

対象となる空家の解体に要した経費（工事費）のうち、4/5。ただし、20万円を上限とする。

申し込み方法

- ①都市整備課窓口へ、不良住宅判定申請書を提出する。
- ②補助の対象となる空家に対して、市より判定結果が通知される。
- ③交付申請書と必要書類を揃えて、都市整備課へ申請する。

受付締切り

当年度11月末まで（ただし、年度内の予算に達した時点で受付を終了します）。

※当年度2月末までに、工事の完了実績報告書を提出する必要があります。

★注意事項

施工業者との契約や工事に着工する前に、補助金の申請をして、市から交付決定通知を受けておく必要があります。

申請前に契約や着工がされている場合、補助金を交付することができません。

必ず事前に弥富市都市整備課までご相談ください。

～内容に関するお問い合わせ先～

弥富市役所 都市整備課 （本庁舎2階）

TEL：0567-65-1111 FAX：0567-67-4011